



## 高齢者・障がい者なんでも相談会開催！！

去る、平成 27年7月 18日（土）湖南省保健センターにおいて、今回で4回目となる「高齢者・障がい者なんでも相談会」を開催しました。

当日は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会保険労務士の専門職団体や、病院のケースワーカー福祉行政、社会福祉協議会の職員など、各分野の専門職の方々49名に相談員としてご協力いただきました。

開始時間の前から相談者の方が来所される中、相談会はスタートし、成年後見制度に関することや日々の生活に関する相談など16名の方の相談にじっくりと向き合い、相談者の方々からも「相談にのってもらい心強かった」「抱えていた不安が和らいだ」などの感想を聞くことができました。また、相談会終了後には当日ご協力いただいた相談員やスタッフとの意見交換を行い、「自分自身の勉強になった」「他職種の方とのつながりができた」などの声を聞くことができ、今後も継続して開催することの必要性を相談者、相談員の両方から期待されていることを感じました。



## 支援困難ケースの解決を考える研修会開催！！

去る、平成27年9月5日（土）湖南省社会福祉センターにおいて、「支援困難ケースの解決を考える研修会」を開催しました。この研修は昨年度ケアマネジャーの方々を参加対象としアセスメント手法を中心とした内容で開催したもので、好評だったことから今回はアセスメントからプランニングまでを行うという昨年度よりも拡大した内容で開催しました。

今回も講師には龍谷大学社会学部山田容准教授をお迎えし、グループ別で“アセスメントの段階における支援のポイント”“チームアプローチ”などを中心に話し合い、事例検討によるアセスメントからプランニングまでの一連を実践しながらに行いました。

前回同様に、弁護士、司法書士、精神保健福祉士の方々にオブザーバーとしてご参加いただけており、それぞれ専門的な助言をいただけたことで、福祉分野だけで考えるのではなく他分野の専門職とも協働することの重要性を参加者のみなさんには感じていただけたと思います。



# NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー

## 第1回 運営委員会の開催

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじーが平成25年10月の発足から丸2年が経過しました。

ぱんじーは、成年後見制度の高まるニーズへの対応、制度の周知を行うことを目的とし甲賀、湖南両市からの委託を受け設立されています。そのため、成年後見制度に関する相談や障害のある人たちの生活、権利擁護に関する相談を多数受け付けていく中で、地域における権利擁護支援の必要性を感じ、地域における権利擁護支援システムの構築が必要であると考えています。

そうした見通しを持つうえで今後のぱんじーの行うべきことや、運営の方向性について、地域の権利擁護支援を考えるにおいて欠かせない両市行政、両市社会福祉協議会とともに今年度より運営委員会を開催し検討することとなりました。

その第1回を去る、平成27年10月5日（月）水口社会福祉センターにおいて開催しました。

当日の内容としては、①市民後見人の養成に関すること ②法人後見受任に関すること ③ぱんじーの今後の役割の3点を議題とし、両市行政、両市社会福祉協議会からのぱんじーへの期待や改善点などの意見をいただきました。

今回は1回目でもあり、それぞれの内容について協議の方法や方向性について確認して終了しましたが、今後権利擁護支援システムの検討の場となる権利擁護支援システム推進協議会および2回目以降の運営委員会で継続した検討・協議を行っていく予定です。

## 高齢者・障がい者なんでも相談会

告知

「いろんな悩みがあって、どこに相談に行ってもよいかわからない」

「これからの生活に不安はたくさんあるけど、解決の糸口が見つからない」など、高齢者・障がい者に関する悩みや疑問なら名前のおりなんでもご相談ください。

弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士などの専門職、行政、社会福祉協議会職員などの専門職が一同に会し、みなさんの生活上のご相談をお聞きする「予約不要」「時間無制限」「相談料無料」の相談会です。高齢者・障がい者のご本人、ご家族だけではなく、日頃支援をされている福祉医療従事者の方からのご相談も大歓迎です。ぜひ、この機会にご相談ください。

**開催日時：平成28年1月16日（土）13時30分～16時30分**

**会場：甲賀市 水口社会福祉センター  
（甲賀市水口町水口5609番地）**

**お問い合わせ：NPO 法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー**

**TEL：0748-86-6161**

# 親族後見人懇談会

成年後見制度が始まり、15年が経過しました。平成26年12月にはこの制度を利用する人たちが全国で18万人を超えており、年々成年後見制度の利用は増加しています。そんな中親族の方々が後見人として活動されている件数は全体の3割を占める状況となっており、今後の制度の発展を考えると、親族後見人の方々の役割は非常に大切になります。

ぱんじーも設立以降、後見人として活動されている親族の方々への協力支援を行って来ていますが、今後も親族の方々が安心して、後見人としての活動を行っていくことに協力していきたいと考えています。そのため、今回現在親族後見人として活動されているみなさんの懇親会を下記内容で開催いたします。ご参加お待ちしております。



<日時> 平成27年11月25日(水) 13:30~

<場所> 甲賀健康福祉事務所 1階 大会議室  
(甲賀市水口町水口6200番地)

<内容> お茶やお菓子を食べながらみなさんの悩み事や活動についてのおしゃべり  
※当日助言者として坂口航一郎さん(司法書士・社会福祉士)にもご参加いただきます。

<申込> ぱんじーへ平成27年11月20日(金)までにお申し込みください。

## 出前講座のお知らせ

「成年後見制度ってどんなもの？」

「成年後見制度ってどんな時に必要になるの？」



ぱんじーでは、事業所や地域で成年後見制度の研修会や学習会をされる際に講師を請け負っております。甲賀・湖南地域であればお伺いいたしますので、ぱんじー事務所までご用命ください。

※お伺いする際には日程調整をさせていただく必要がございます。予めご了承ください。

# ●●●相談会のお知らせ●●●

## ～専門相談～ 予約制

<弁護士相談>

毎月第2木曜日 (8月のみ第1木曜日)

<司法書士相談>

毎月第4木曜日



※どちらも時間は13時より16時まで

※相談をご希望の方は1週間前までにばんじーまでご予約ください。

## 成年後見制度 Q&A

Q. 家族以外の第三者が成年後見人に選任されることもあると聞きました。これは、どのようなときですか？

A. 第三者（専門職：司法書士・弁護士・社会福祉士等）が成年後見人に選任されるケースとしては、次のようなことが考えられます。

- ① 身寄りがない場合や、いたとしても親族が成年後見人になれないと言っている場合
- ② 親族間にトラブル（紛争）がある場合
- ③ 本人の財産（預金）を親族が勝手に使っている場合
- ④ その他、複雑で難しい法的問題を抱えている場合

### 【相談件数】

平成27年7月より  
平成27年9月まで

	訪問相談	電話相談	来所相談	他※	計
7月	48	130	17	26	221
8月	61	119	15	18	213
9月	39	134	26	12	211

※出張相談会や専門  
相談での相談会議  
等における出先機  
関での相談 など

「ばんじーを応援するよ」という方、会員登録をお願いします。もちろん継続も受付中！！

正会員 個人1口 1,000円/年 団体5,000円/年

賛助会員 個人 1口 500円/年 団体3,000円/年

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センター ばんじー

〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 甲賀市甲南庁舎

TEL : 0748-86-6161 FAX : 0748-86-6199

ホームページ <http://www.pan-g.com/>

E-mail : [pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp)

ばんじーからのお知らせをメールでご希望される方は左記のメールアドレスにお知らせください。